

## (別添 1)

### 支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び 精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について (部長通知案)

#### 1 目的

身体障害、知的障害及び精神障害の障害種別を超えた授産施設（通所）を相互に利用する制度（以下「相互利用制度」という。）は、これらの施設において、一定割合の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が相互に通所利用することによって、障害者の身近な地域での自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進するとともに施設の効果的運営を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

- (1) 身体障害者の知的障害者授産施設及び精神障害者通所授産施設の利用については、身体障害者福祉法第9条に定める援護の実施者とする。
- (2) 知的障害者の身体障害者授産施設及び精神障害者通所授産施設の利用については、知的障害者福祉法第9条に定める更生援護の実施者とする。
- (3) 精神障害者の身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）の利用については、都道府県及び指定都市とする。

#### 3 対象施設

- (1) 相互利用制度を実施することができる施設は、次の施設種別（以下「対象施設」という。）に通所する場合とする。
  - ア 身体障害者授産施設（分場を含む。）
  - イ 身体障害者通所授産施設
  - ウ 身体障害者福祉工場
  - エ 知的障害者授産施設（分場を含む。）
  - オ 知的障害者福祉工場
  - カ 精神障害者通所授産施設ただし、ア、ウ、オについては、精神障害者による利用を除く。

- (2) 相互利用制度を実施しようとする対象施設の長は、制度を実施する定員についてあらかじめ、身体障害者施設及び知的障害者施設においては、都道府県知事又は指定都市市長又は中核市市長に協議し、承認を得るものとし、精神障害者通所授産施設においては、都道府県知事又は指定都市市長に協議し、承認を得るものとする。

#### 4 利用形態

通所による利用とする。ただし、身体障害者福祉工場については、当該施設の居住部門の利用を認めて差し支えない。

#### 5 利用の決定

##### (1) 申請

- ① 本制度の利用を希望する身体障害者又は知的障害者は、施設訓練等支援費の支給に係る申請に準じて実施主体に申請するものとする。ただし、利用を希望する施設名についても併せて申請するものとする。
- ② 本制度の利用を希望する精神障害者にあつては、利用申請書（別紙様式1）に、医師の意見書を添えて、居住地を所管する保健所長に申請する。

##### (2) 審査及び調整

- ① 実施主体は、身体障害者又は知的障害者からの申請を受理したときは、速やかに当該利用申請者について、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するにあつての勘案事項を準用し、本制度の利用の適否を判断したうえ、対象施設との間において利用の調整を行うこと。
- ② 実施主体又は保健所長は、精神障害者からの申請を受理したときは、速やかに当該利用申請者の稼働能力、健康状態等を審査し、本制度の利用の適否を判断したうえ、対象施設との間において利用の調整を行うこと。

##### (3) 利用の決定

- ① 実施主体が、申請を行った身体障害者又は知的障害者について、利用を適当と認める場合は、施設訓練等支援費の支給決定を行う際に定める当該利用申請者の障害種別に基づく障害程度区分の判定を行ったうえで、当該利用申請者に対し利用決定通知書（別紙様式2）を交付するとともに、施設の長に対し利用依頼書（別紙様式3）を交付するものとする。
- ② 実施主体又は保健所長が、申請を行った精神障害者について、

利用を適当と認める場合は、当該利用申請者に対し利用決定通知書（別紙様式2）を交付するとともに、施設の長に対し利用依頼書（別紙様式3）を交付するものとする。

- ③ なお、利用が不相当と認める場合は、当該利用申請者に対し、（別紙様式4）によりその理由を通知するものとする。

## 6 利用料の負担

利用者及び扶養義務者は、次に定める額を、施設に対し納付するものとする。

- (1) 身体障害者が知的障害者の施設（知的障害者福祉工場を除く。）を利用する場合

「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第42号）に準じて算定した額

- (2) 知的障害者が身体障害者の施設（身体障害者福祉工場を除く。）を利用する場合

「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第44号）に準じて算定した額

- (3) 身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合並びに精神障害者が身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）を利用する場合

施設利用に係る飲食物費、日用品費、光熱水料等の実費相当額

## 7 利用にかかる経費の支弁

- (1) 実施主体は、対象施設（身体障害者福祉工場及び知的障害者福祉工場を除く。）に対し、別表中の「支弁基準額」に定める額から6に定める利用料を差し引いた額を支弁するものとする。

なお、「支弁基準額」の障害程度区分ごとの単価については、5の(3)の決定により適用するものとし、定員区分、地域区分については、受け入れ先の施設に応じた区分を適用する。

- (2) また、実施主体は、身体障害者又は知的障害者を受け入れた実施施設（身体障害者福祉工場及び知的障害者福祉工場を除く。）が、「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第28号）及び「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平

成15年厚生労働省告示第30号)に定める入所時特別支援加算及び退所時特別支援加算が算定される場合と同様の行為を実施する場合は、当該加算相当額を支弁するものとする。

- (3) 身体障害者が知的障害者福祉工場を利用した場合は知的障害者と、知的障害者が身体障害者福祉工場を利用した場合は身体障害者とみなし、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担について」(平成9年10月17日厚生省障第263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児及び知的障害者施設措置費等の国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「知的障害者交付要綱」という。)及び「身体障害者保護費の国庫負担(補助)について」(平成5年4月1日厚生省発社援第119号厚生事務次官通知)の別紙「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「身体障害者交付要綱」という。)に定める額をそれぞれ支弁する。

## 8 国の補助

国は実施主体に対し、7により支弁した額の一部を次により補助するものとする。

- (1) 身体障害者が知的障害者施設及び精神障害者通所授産施設を利用する場合は、「身体障害者交付要綱」に準じて算定した額。
- (2) 知的障害者が身体障害者施設及び精神障害者通所授産施設を利用する場合は、「知的障害者交付要綱」に準じて算定した額。
- (3) 精神障害者が身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設(通所)を利用する場合は、「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知の別紙。以下「精神障害者交付要綱」という。)により算定した額。

## 9 国の補助の調整

精神障害者通所授産施設が対象施設となった場合の当該精神障害者通所授産施設運営費の補助金の算定額については、精神障害者交付要綱に定める相互利用の基準額に受け入れた身体障害者数及び知的障害者数を乗じた額を控除して行うものとする。

(別表)

利用者	利用施設	支弁基準額
身体障害者	知的障害者入所授産施設（通所）	「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第28号）の別表「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」（以下、「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」という。）の第3の1のイの(2)の(一)に準じた額。
	知的障害者入所授産施設（分場）	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のイの(2)の(二)に準じた額。
	知的障害者通所授産施設	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(1)に準じた額。
	知的障害者通所授産施設（分場）	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(2)に準じた額。
	精神障害者通所授産施設	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(1)に準じた額。
知的障害者	身体障害者入所授産施設（通所及び分場）	「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第30号）の別表「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」（以下、「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」という。）の第2の1のイの(2)に準じた額。
	身体障害者通所授産施設	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(1)に準じた額。
	身体障害者通所授産施設（分場）	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(2)に準じた額。
	精神障害者通所授産施設	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(1)に準じた額。
精神障害者	身体障害者通所授産施設（分場含む。）	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額。
	知的障害者入所授産施設（通所及び分場。）	
	知的障害者通所授産施設（分場含む。）	

(別紙様式1)

利 用 申 請 書

次のとおり施設を利用したいので申請します。

平成 年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名

(実施主体の長又は保健所長) 殿

利用 の 状 況	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日			
	性 別	男 ・ 女		
手 帳 の 所 持 等	手 帳 等	有・無 (程度等 )		
	各更生相談所の証明 書類又は医師の意見書	有・無 ( )		
	そ の 他			
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年齢	備 考
連 絡 先	氏名			利用者との続柄
	住所			電 話 番 号
希 望 施 設 名				

(別紙様式2)

利 用 決 定 通 知 書

平成 年 月 日に申請のあった下記の者の施設利用については、次により決定されたので通知します。

平成 年 月 日

(福祉事務所長、実施主体の長又は保健所長)

(申請者) 殿

利 用 者 氏 名	
利 用 開 始 年 月 日	
障 害 程 度 区 分	
利 用 料 の 負 担 額 (月 額)	
施 設 名	
所 在 地	
利 用 に 際 し て の 注 意 事 項	
<p>(備考)</p> <p>利用者が身体障害者又は知的障害者であって、精神障害者通所授産施設を利用する場合、並びに、利用者が精神障害者であって、身体障害者又は知的障害者の施設を利用する場合は、施設の定める利用料を納付して下さい。</p>	

(別紙様式3)

利 用 依 頼 書

今般、下記の者に貴施設を利用させることが適当と認められるので通知します。

平成 年 月 日

(実施主体の長又は保健所長)

(施設名・施設長) 殿

利用者の状況	氏名		生年月日	年 月 日生( 歳)	
	住所			性別	男・女
手帳所持等	手帳等	有・無(程度等)			
	各更生相談所の証明書類又は医師の意見書	有・無( )			
	障害程度区分				
	その他				
連絡先	氏名		利用者との続柄		
	住所		電話番号		
利用料の負担額(月額)					
(備考) 施設利用料は、利用者等から徴収してください。					

(別紙様式4)

授産施設等利用調整結果について

平成 年 月 日に申請のあった授産施設の利用について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

平成 年 月 日

(福祉事務所長、実施主体の長又は保健所長)

(申請者) 殿

氏 名	
住 所	
(不承認の理由)	
(備考)	

## (別添2)

支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度の取扱いについて  
(課長通知案)

### 1 相互利用の定員

相互利用は、都道府県知事の承認を得た定員の範囲で行うこととされているが、この承認に当たっては、各法に基づく本来の施設利用が妨げられることのないよう、次の事項に十分留意して行うこと。

- (1) 地域における施設種別、定員の状況
- (2) 施設の待機者の状況
- (3) 入所者処遇等施設の受入体制、運営状況等
- (4) 地域における今後の施設整備計画等

### 2 利用料

利用料については、施設利用に係る飲食物費、日用品費、光熱水料等の実費相当額として、受け入れ施設の施設長が次により、利用日額単価等を設定すること。

- (1) 身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合  
精神障害者が当該精神障害者通所授産施設を利用する場合の日額単価に準じること。
- (2) 精神障害者が身体障害者通所授産施設を利用する場合  
「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第42号)の別表第1の(注)3の身体障害者授産施設(入所後3年未満の者、通所)の額を月額上限とすること。
- (3) 精神障害者が知的障害者授産施設(通所)を利用する場合  
「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第44号)の別表第1の(注)3の知的障害者授産施設(入所後3年未満の者、通所)の額を月額上限とすること。

### 3 補助金の交付申請等

本制度に基づく補助金の交付申請等所要の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者が知的障害者又は精神障害者の施設を利用する場合には、「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（平成5年4月1日厚生省発社援第119号厚生事務次官通知）の別紙「身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱」による。
- (2) 知的障害者が身体障害者又は精神障害者の施設を利用する場合は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担について」（平成9年10月17日厚生省障第263号厚生事務次官通知）の別紙「障害児及び知的障害者施設措置費等の国庫負担（補助）金交付要綱」による。
- (3) 精神障害者が身体障害者又は知的障害者の施設を利用する場合には、「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知）による。

### 4 報 告

実施主体は、相互利用の実施状況を明確にするため「利用者台帳」（別紙様式1）を整備するとともに、毎年度末の利用者の状況について「相互利用実施状況報告書」（別紙様式2）を作成し、翌年度4月15日までに当該都道府県の本制度の主管課に提出するものとする。

(別紙様式1)

利 用 者 台 帳

施 設 名		種 別	
設 置 主 体		経 営 主 体	
定 員		現 員	
開設年月日		福祉事務所名 保 健 所 名	

氏 名	性別	生 年 月 日	施 設 利 用 開始年月日	手帳の 所 持	手 帳 番 号 ・ 発 行 年 月 日	備 考

(別紙様式2)

平成〇〇年度相互利用実施状況報告書

福祉事務所長  
〇〇〇 保健所長 印  
市町村長

	施設種別	施設定員	相互 利用定員	相互 利用者数
身体障害者				
合計				
知的障害者				
合計				
精神障害者				
合計				
総計				